

専決処分報告について

（個人情報保護条例及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例）

本市個人情報保護条例及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について、別紙のとおり専決処分したので、報告する。

令和3年（2021年）6月7日提出

柏崎市長 櫻井雅浩

専第 18 号

個人情報保護条例及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

本市個人情報保護条例及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定するものとする。

以上地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により専決処分する。

令和 3 年（2021 年）6 月 1 日

柏崎市長 櫻井 雅 浩

記

新潟県柏崎市個人情報保護条例及び新潟県柏崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

（個人情報保護条例の一部改正）

第 1 条 新潟県柏崎市個人情報保護条例（平成 11 年条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 21 条第 2 項中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第 19 条第 7 号」を「第 19 条第 8 号」に、「同条第 8 号」を「同条第 9 号」に改める。

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正）

第 2 条 新潟県柏崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年条例第 47 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条及び第 5 条第 1 項中「第 19 条第 10 号」を「第 19 条第 11 号」に改める。

附 則

この条例は、令和 3 年 9 月 1 日から施行する。

新潟県柏崎市個人情報保護条例（平成11年3月24日条例第4号）

改正後	改正前
<p>(開示等の実施)</p> <p>第21条</p> <p>1 (略)</p> <p>2 実施機関は、前項の保有個人情報の訂正又は利用停止の措置を採ったときは、当該保有個人情報に係る目的外利用又は外部提供を行っている者（情報提供等記録の訂正の措置にあつては、<u>内閣総理大臣及び番号法第19条第8号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は回条第9号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る同法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。）</u>）に通知しなければならない。</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>(開示等の実施)</p> <p>第21条</p> <p>1 (略)</p> <p>2 実施機関は、前項の保有個人情報の訂正又は利用停止の措置を採ったときは、当該保有個人情報に係る目的外利用又は外部提供を行っている者（情報提供等記録の訂正の措置にあつては、<u>総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は回条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る同法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。）</u>）に通知しなければならない。</p> <p>3～5 (略)</p>

新潟県柏崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年9月25日条例第47号）

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項に基づき個人番号の利用及び法第19条第11号に基づき特定個人情報の提供に關し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(特定個人情報の提供)</p> <p>第5条 法第19条第11号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる情報照会機関が、同表の第3欄に掲げる情報提供機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項に基づき個人番号の利用及び法第19条第10号に基づき特定個人情報の提供に關し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(特定個人情報の提供)</p> <p>第5条 法第19条第10号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる情報照会機関が、同表の第3欄に掲げる情報提供機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の</p>

改正後	改正前
<p>第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる情報提供機関が当該特定個人情報の提供を提出するときとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる情報提供機関が当該特定個人情報の提供を提出するときとする。</p> <p>2 (略)</p>